

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム ☎23-5311

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について、大崎市では次のとおり実施しますので、お知らせします。

4回目接種の対象者

3回目のワクチン接種から5カ月が経過した、次のいずれかに該当する人
 ①60歳以上の人
 ②18歳以上で基礎疾患を有する人
 ※②のうち、初回接種時に基礎疾患の届出書を提出し、優先的に接種を受けた人には、6月下旬から接種券(予診票)を送付しています。また、新たに基礎疾患を理由に4回目接種を希望する人は、基礎疾

患の届出書を提出してください。
 ※接種券の送付は、5カ月が経過する日(接種可能日)の3週間前を目安に送付しています。
 ※3回目接種を受けた後に、大崎市に転入された人は、別途申請書の提出が必要となります。
 ※届出書などの提出書類は市ウェブサイトに掲載しているほか、民生部健康推進課、または各総合支所市民福祉課窓口へ備え付けてあります。

▼インターネット予約

予約サイト
<https://is.gd/teNEJ6>



▼電話受付

予約受付センター(☎0120-091-088)
 受付時間：平日9時～17時

3回目接種の注意点

接種間隔の短縮について

令和4年5月25日付で、予防接種法が改正され、2回目の接種と、3回目の接種の間隔が、これまでの6カ月から5カ月に短縮されました。

予約方法の変更について

4回目接種の開始に伴い、3回目接種の7月接種予約分から予約方法が電話受け付けのみに変更となります。不便をおかけしますが、限られたワクチンを有効活用するための調整となります。

ワクチン接種に関するQ&A

Q1 なぜ、追加接種(4回目)が必要なのですか？

A 新型コロナウイルス感染症は、高齢者ほど重症化しやすく、一定の基礎疾患を有する人についても重症化しやすいことが明らかとなっています。このようなデータや諸外国の動向などを踏まえ、感染した場合の重症化を予防するため、追加接種(4回目)が必要となります。

Q2 追加接種(4回目)には、どのような効果がありますか？

A 追加接種(4回目)することにより、重症化予防効果は6週間経過しても低下せず、維持されていたことや、死亡予防効果を示唆する報告があります。

※厚生労働省の新型コロナワクチンQ&Aから引用しています。その他の情報については、厚生労働省のウェブサイトを確認してください。

▶厚生労働省
 ウェブサイトQRコード



個別接種医療機関一覧(7月実施分)

地域	医療機関名	地域	医療機関名
古川	秋山内科医院	古川	徳永整形外科病院
	ありま小児科医院		古川駅南耳鼻咽喉科
	伊藤内科小児科医院		古川星陵病院
	いのせ医院		古川民主病院
	永仁会病院		穂波の郷クリニック
	大崎西部クリニック		まつうら内科小児科クリニック
	大崎西整形外科		みやざき内科クリニック
	大崎ペインクリニック	松山	わたなべ産婦人科 内科・小児科
	尾花内科クリニック	三本木	岩淵胃腸科内科クリニック
	片倉病院		近江医院
	鎌田内科クリニック	鹿島台	大崎市民病院鹿島台分院
	寛内科胃腸科クリニック		佐久間内科医院
	北みやぎ外科クリニック		東北整形外科大崎
	こだしろクリニック	岩出山	大崎市民病院岩出山分院
	佐々木医院		高橋医院
	佐藤病院	鳴子温泉	大崎市民病院鳴子温泉分院
	塩沢整形外科クリニック		佐藤医院
渋谷皮膚科泌尿器科医院	遊佐クリニック		
高橋医院	田尻	天野内科クリニック	
千葉医院		大崎市民病院田尻診療所	
富樫クリニック			

※医療機関ごとに予約の制限があります。詳しくは、追加接種用予診票に同封したチラシを確認してください。
 ※7月実施分の個別接種では、ファイザー社製ワクチンを使用します。

集団接種日程一覧

地域	日程	受付時間	会場	地域	日程	受付時間	会場
古川	7月23日(土)	9:30~16:15	大崎市民病院	岩出山	8月29日(月)	9:30~15:45	岩出山総合支所
	7月24日(日)				8月30日(火)		
	8月6日(土)			鳴子温泉	8月10日(水)		鳴子スポーツセンター
	8月7日(日)				田尻		8月25日(木)
8月24日(水)	8月26日(金)						
松山	8月17日(水)	9:30~15:45	松山保健福祉センター	三本木		8月17日(水)	三本木保健福祉センター
鹿島台	8月18日(木)	15:45	鹿島台保健センター		8月18日(木)	※集団接種で使用するワクチンは、全てモデルナ社製です。 ※居住地にかかわらず、全ての会場で接種できます。	
	8月19日(金)						

接種会場までのタクシー料金の一部助成について

■対象者

65歳以上(昭和33年4月1日以前に生まれた人)の市民で、新型コロナウイルスワクチン追加接種のため、市内業者のタクシーを利用した人

■助成額

タクシー利用1人1回につき、600円
 (往復で利用した場合、600円×2回=1200円)

■助成方法

タクシー利用の際、「新型コロナウイルスワクチン接

種の予診票」または、「予防接種済証(臨時接種)」を提示してください。

利用料金から600円を差し引いて精算となります。

■対象となるタクシー会社

安全三和タクシー、昭和タクシー、西古川タクシー、観光タクシー、松本タクシー、共和タクシー、三本木タクシー、鹿島台タクシー、玉造観光タクシー、川渡温泉タクシー、中山平タクシー、鳴子中央タクシー、高泉タクシー